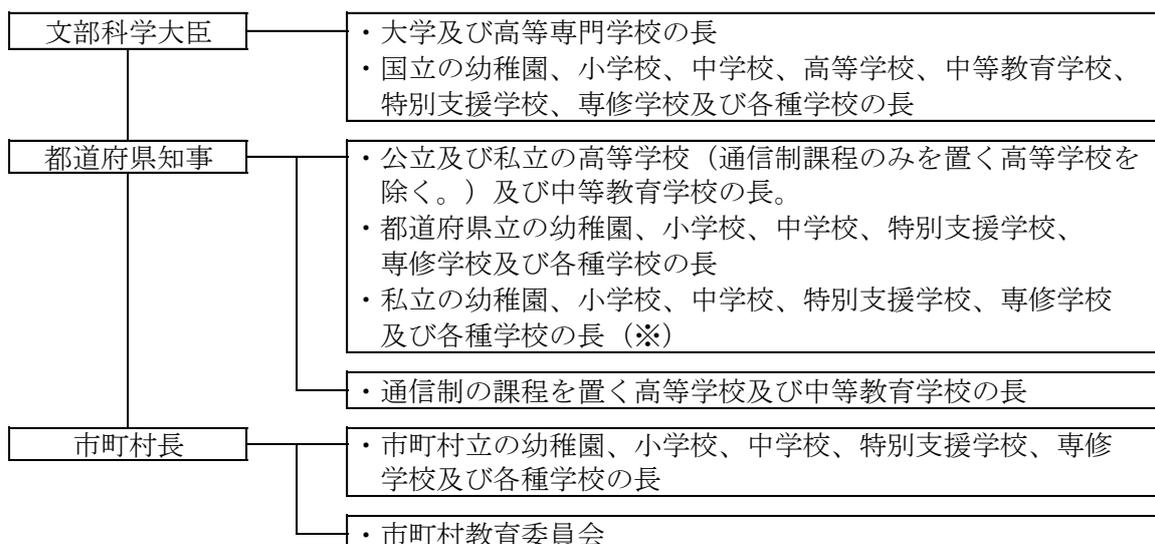


6. 調査系統



※ 文部科学省の調査要綱では、私立の幼稚園、小学校、中学校、特別支援学校、専修学校及び各種学校については、市町村長の調査系統に含まれているが、本県では、都道府県の取集系統として取り扱っている。

7. 調査方法と集計

文部科学省が県を通じ、県下の学校及び市町村委員会を対象に悉皆調査（国立学校、大学、短期大学、高等専門学校を除く。）を行い、文部科学省において機械（電子計算機）集計をした。

8. 本年度の主な変更点

従前、学校基本調査における卒業者に占める就職者の割合について、「就職率」と表記していたところを、「卒業者に占める就職者の割合」という表記に変更した。定義については変更なし。

9. 利用上の注意

- ①学校数には休校中のものも含む。
- ②この報告書には国立の学校（国立大学法人の設置する学校）の数値も含む。
- ③高等学校の学級数は、公立の本科のみ集計されている。
- ④比率算出は、表示単位未満を四捨五入しているため、構成比の合計が100%にならないものもある。
- ⑤統計表の符号は次のとおりである。

「－」	数値の該当がないもの
「0」、「0.0」	表章単位に満たない数字
「△」	負数の数字
「X」	学校等の秘密の保護のため、秘匿措置をとったもの